1．はじめに♪

皆さん、ご無沙汰しています。知的財産の「永遠の吟遊詩人（ジョングルール）（！）」こと弁理士の中川淨宗（きよむね）です。

今回から数回にわたって「**税関**」における知的財産侵害物品の「**水際取り締まり**」についてお話ししましょう。

コロナ禍、ロシア問題、そして円安による勤務先の業績悪化に伴うリストラに脅えるメーカー知財部長の法雄（のりお）です（はぁ……）。

カミさんにお小遣いを減らされて財布が緊急事態宣言なので、私も副業で個人輸入のビジネスを始めようと思っています。先生、知的財産権に関して注意すべき点はありますか？

それは絶対に侵害物品（偽物）を輸入しないことですよ！

世の中いろいろあるけど、知財の明るい未来を信じる女子高生の知明（ちあき）です。安易に偽物を輸入すると、法雄さん自身も社会全体も大きな損害を被るおそれがあります。でも先生、当然のことながら、そもそも偽物を輸入してはいけないのはなぜでしょうか？

まず、権利者が持つ正当な利益を保護するためです。

例えば、X社が「イヤホン」について「patecopi」という登録商標の商標権を保有している場合、「patecopi」の商標を付けたイヤホンαを輸入できるのはX社だけです（商標法２条３項２号・25条）。もし、Y社が製造した「PATECOPI」なる商標が付いたイヤホンβが輸入されると、X社が提供するイヤホンαだと消費者が誤解するおそれがあります（出所の混同）。

つまり、偽物のイヤホンβが輸入されないようにすれば、X社は安心して事業ができるし、私たち消費者も偽物のイヤホンβを買わされて損をしないで済むわけですな。

また、偽物は本物と比べて品質が劣悪な商品が多いです。

そうすると、医薬品の偽物は私たちの健康を直接害するおそれがあり、イヤホンなどの電気製品の偽物は故障するなどして私たちの安全を脅かします。偽物の輸入を禁止することで、私たちの健康や安全を守れるのです。

それに、偽物の輸入や販売による収益が暴力団などの資金源になっていると聞きました。偽物を輸入させないことで、そういう反社会的勢力の資金源を絶てるわけですね。

外国製の偽物がいかに多いかを示すと、商標権の侵害でいえば、2021年の押収品のうち、国内での製造が約22％に対し国外での製造が約73％を占めています（図①）。

ヒエ～ッ、外国製の偽物が占める割合はそんなに高いのですか!?

これは何としてでも、偽物が国内に持ち込まれるのを防がなければなりません。そのための有用な手段が、今回から取り上げる税関における水際取り締まりなのですな。

図①：商標権の侵害による押収品の製造地域（2021年）

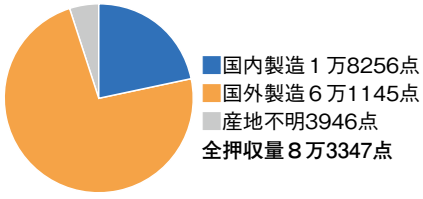

（警察庁生活安全局生活経済対策管理官「令和３年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成）

知財アレルギーへのレクイエム♪

the requiem for people with an allergy to intellectual property

2. 税関における水際取り締まり♪

知的財産権には特許権や著作権などがありますが、あらゆる知的財産権を侵害する貨物が水際取り締まりの対象になるのでしょうか？

大部分の知的財産権を侵害する貨物がその対象です。

すなわち、先ほどの偽物のイヤホンのような商標権などの「**産業財産権**」を侵害する物品、海賊版DVDのような「**著作権**」や「**著作隣接権**」を侵害する物品、偽造ICチップのような「**回路配置利用権**」を侵害する物品、無断で増殖された植物のような「**育成者権**」を侵害する物品、そして他社の営業秘密を無断で使用した製品のような「**不正競争防止法違反**」の物品です。

ただし、回路配置利用権を侵害する物品の輸出は対象とされていません。

税関は空港や港で輸出入される貨物を検査していますが、飛行機や船舶に積み込まれた貨物だけでなく、乗客の手荷物や郵便物なども検査の対象なのですね。

昨年の知的財産権の侵害による輸入差止点数は全体で約82万件とされています（図②）。

そのうち一般貨物が約57％に対して、郵便物が約43％とされていますから、税関はさまざまな輸送手段について検査する必要がありそうですな。

先生、偽物のイヤホンβを旅行者の手荷物に紛れ込ませて輸入するような場合は少量だと思いますが、それでも水際取り締まりの対象になるのでしょうか？

また、旅行者が偽物と知らずに旅先でイヤホンβを購入して日本に持ち込むこともあります。それが偽物だと知らなくても、水際取り締まりの対象になるのでしょうか？

数量が多いか少ないか、それが偽物であることを知っているか否かに関係なく、水際取り締まりの対象になります。注意してくださいね。

さて、税関が貨物を検査した際に、知的財産権を侵害すると疑われる貨物（侵害疑義物品）を発見した場合、その貨物が知的財産権を侵害する物品か否かを判断するための「**認定手続**」が行われることになります（関税法69条の３・69条の12）。

でも財務省の統計によれば、昨年輸入が差し止められた知的財産侵害物品の価格は、正規品に換算して約164億円と推計される一方で、輸入総額は84兆円を超えます。

ですから、税関が日本のあらゆる知的財産権の内容を把握したうえで輸出入される貨物をすべて検査することは現実的ではありませんね。

そのとおりです。一方、権利者は自らの権利の内容を熟知していますし、侵害者に関する情報も保有していることがあります。

そこで、権利者があらかじめ税関に情報を提供しておけば、税関はより効果的に侵害物品を発見できるわけです。これが「**輸出差止申立制度**」や「**輸入差止申立制度**」なのですが、ほぼ同じ仕組みなので、今回は輸入差止申立制度について説明しましょう。

ちなみに、回路配置利用権については、輸入差止申立てではなく、税関に「**輸入差止情報**」を提供することで、偽造ICチップの輸入を阻止できるという制度になっています。

ほほぉ、2021年末時点で税関が受理している輸入差止申立ては703件で、商標権に基づくものが60％を占めていますな（図③）。

図②：知的財産侵害物品の輸入手段（2021年）

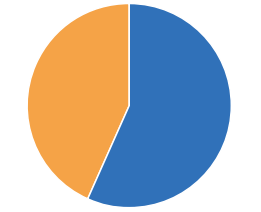

■一般貨物　46万6420点
■郵便物　35万2991点
全輸入差止点数81万9411点

図③：輸入差止申立ての権利別内訳（2021年）

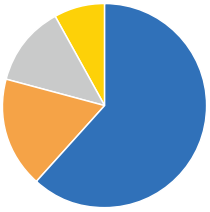

■商標権434件　■意匠権123件
■著作権90件　■その他56件
全輸入差止申立件数703件

（財務省の報道発表に基づき作成）

3．税関に提出する書面♪

それでは、Y社による偽物のイヤホンβを輸入するおそれを察知したX社が、それを差し止めるべく、税関長に認定手続を行うように申し立てる場合を例に説明しましょう。

輸入差止申立てを行うには、以下に説明するとおり、5つの要件を満たすこと、税関への申立書と所定の添付書類の提出が必要です（関69条の13）。

税関は全国に9カ所ありますが、いずれかが書類を受理すればすべての税関が受理したものと扱われるので、1カ所に書類を1部提出すれば足りるのはとても便利ですね。

しかも、申立手続きは税関に手数料を支払う必要がありません。これなら法雄さんのように金銭的に余裕がない人も安心して利用できますね★

① 権利者であること

X社が「patecopi」の商標権者であることを、申立書の権利者の欄への記載や商標原簿などで明らかにします。なお、申立ては専用使用権者（商30条）なども行えます。

② 権利の内容に根拠があること

「patecopi」が商標登録されていることを、申立書への登録番号や登録日の記載および商標公報などの提出で明らかにします。

よって「patecopi」がまだ登録されていない出願中の段階では、X社は申立てを行うことができないのですな。

なお、「patecopi」を不正競争防止法上の周知商標として申立てを行うような場合、それが周知商標であることなどについて経済産業大臣に意見を求め、その意見が記載された書面を提出する必要があります。

③ 侵害の事実があること

侵害の事実とは、イヤホンβが実際に輸入されている場合だけでなく、輸入が見込まれる場合も含まれるので輸入を未然に防げますね。

④ 侵害の事実を確認できること

侵害の事実は、侵害物品と認める理由の欄に「PATECOPI」が「patecopi」に類似する旨を記載するなどして明らかにします。また、弁理士の鑑定書などを侵害の事実を疎明するための資料として提出します。

⑤ 税関で識別できること

最後に、税関が検査をする際に侵害物品を見分けるための情報が必要ですから、本物と偽物を対比して説明した識別ポイントに係る資料を提出するわけですな（図④）。

図④：識別ポイントの例

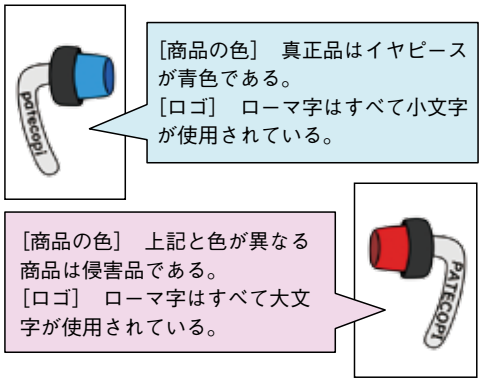

4．申立手続きの流れ♪

それでは、X社の申立てが税関でどのように取り扱われるのかを見ていきましょう（図⑤）。

まず、X社から輸入差止申立書を受け付けた税関は、「**形式的な審査**」を行います。この審査では、輸入差止申立書において必須の記載事項が漏れなく記載されていることや、商標原簿や商標公報などの必要な書面が添付されていることなどを確認します。

もし、税関が形式上の問題を発見した場合は、X社にその補正を求めますが、そのような問題がなければ、税関のウェブサイト上にX社による申立ての概要が公開されますな。

それと同時に、X社が申立書にイヤホンβを輸入することが予想される者としてY社のことを記載していた場合、税関はX社による申立てがあったことをY社に連絡するのですね。税関がウェブサイトに申立てを公開したり、Y社への連絡を行ったりするのはなぜでしょうか？

図⑤：輸入差止申立手続きの流れ

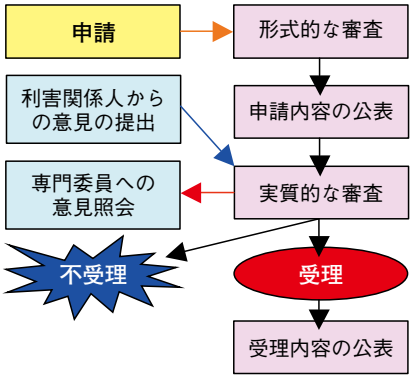

Ｘ社の申立てが受理されると、Ｙ社はイヤホンβを輸入できなくなり多大な影響を受けます。

この段階ではイヤホンβがＸ社の商標権を侵害する物品であると確定したわけではないので、Ｙ社にその意見を述べる機会を与えるためです。

もっとも、営業秘密の侵害に基づく申立ては税関のウェブサイトでの公表などは行われません。そんなことをすれば、営業秘密が公になってしまいますから当然ですな。

そして、税関はＸ社による申立てが侵害の事実を疎明しているか否かについて「**実質的な審査**」を行います。この審査は、東京税関にある総括知的財産調査官（知財センター）で行われており、特別な事情がなければ１カ月ぐらいで終了します。

Ｘ社の申立てが受理された場合は、その旨が申立ての有効期間とあわせてＸ社に通知されますね。

また、Ｘ社の連絡先、「patecopi」に係る商標権の内容、そして侵害となる物品がイヤホンであることなどが税関のウェブサイトで公表されます。

Ｘ社の申立てが受理されなかった場合は、どうなるのでしょうか？

その場合は、Ｘ社に不受理の理由が記載された通知書が届きます。Ｘ社はそれに不服があれば、３カ月以内に行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

それと、申立ての原則的な有効期間は、申立ての受理が通知された日から４年以内で、権利者が希望する期間ですよね。

この期間を過ぎてもＹ社がイヤホンβを輸入するおそれがある場合、Ｘ社はどのように対応すべきですか？

Ｘ社は税関に差止申立更新申請書を提出して、差止申立ての期間を更新できます。更新期間は最初の有効期間と同じく、４年以内でＸ社が希望する期間です。ただし、差止申立て有効期間の満了前３カ月以内に申請する必要があります。

先ほどの実質的な審査において、Ｙ社から意見が述べられたような場合は「**専門委員への意見照会**」（関69条の14）が行われますが、これはどのような制度なのですか？

弁護士、弁理士、大学教員などの専門委員候補の中から、Ｘ社やＹ社との間で利害関係を持たない３人が専門委員に選ばれます。

そして、専門委員が両社から意見を聴いたり、両社が提出した資料を検討したりして、Ｘ社の申立てを受理すべきかどうかについて、税関に意見を述べることになります。

税関は専門委員の意見を参考に最終的な判断を行いますが、専門委員が明らかに事実を誤認しているといった特別な事情がない限り、税関はその多数意見を尊重するとされています。

5．事前相談と情報提供♪

「patecopi」と「PATECOPI」は明らかに類似といえるでしょうが、知的財産権の効力が及ぶ範囲やその有効性といった問題は専門性の高い問題です。専門委員への意見照会という制度を活用することで、税関はより的確にＸ社の申立てを受理すべきか否かを判断できるわけですね。

輸出入差止申立手続きは専門的な手続きなので、一般の方は分かりにくいかもしれません。

税関は「**事前相談**」も受け付けているので、迅速に手続きを行うべく、申立書に添付する資料を持参して事前に相談してみるのがよいでしょう。

次回は認定手続について説明していただけるのですね。

さて、税関には知的財産侵害物品などの密輸の情報も提供できるようです。切羽詰まった法雄さんが偽物を輸入しそうって通報しておこうかな♥

私はお小遣いを減らされたかわいそうなオジサンで、反社会的勢力じゃないですよ、知明さん！

中川 淨宗（Kiyomune Nakagawa）
中川特許事務所 所長／弁理士
2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。
先日２級ファイナンシャル・プランニング技能士を取得した。年金や相続といった老後の問題について考えるよい機会になった。
〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通３-35横浜エクセレントⅢ　TEL045-651-0236
URL：http://www.ipagent.jp/
E-mail：customer@ipagent.jp